

福島県市町村総合事務組合における障害者活躍推進計画

令和5年4月1日制定
福島県市町村総合事務組合管理者

1 目的

障害者雇用促進法に基づき、福島県市町村総合事務組合における障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。

2 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

3 障害者雇用に関する課題

本組合は、常時勤務する職員が7名の小規模な組織であり、これまで障害者を雇用した実績がなく、職員の障害者雇用の推進に関する理解が浸透していないことから、理解を促進することが課題である。

4 目標

(1) 採用に関する目標

障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

なし

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者となった職員が在籍することとなった場合は、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定し周知する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者を雇用することとなった場合、障害者の能力及び希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。

また、障害者との面談を通じ、業務のマッチングができているか点検を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職員が障害者となった場合、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて継続的な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。